

# 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 市福祉事務所長



上記審査請求人が令和3年2月13日に提起した、上記処分庁が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づき、令和●年●月●日付け●第●号により行った費用返還金額決定処分（以下「本件処分1」という。）、法第63条の規定に基づき、同月●日付け●第●号により行った費用返還金額決定処分（以下「本件処分2」という。）、法第78条第1項の規定に基づき、同年●月●日付け●第●号により行った費用徴収処分（以下「本件費用徴収処分」という。）及び法第27条第1項の規定に基づき、同日付け●第●号により行った指導指示（以下「本件指導指示」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

- 1 本件処分1についての審査請求を棄却する。

- 2 本件処分 2 を取り消す。
- 3 本件費用徴収処分及び本件指導指示についての審査請求を却下する。

## 第1 事案の概要

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し行った、①本件処分 1 、  
②本件処分 2 、③本件費用徴収処分及び④本件指導指示について、それらの取  
消しを求めるものである。

### 2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、平成 [ ] 年 [ ] 月から処分庁から法による保護を受けてい  
る。
- (2) 処分庁は、令和元年 12 月 12 日、審査請求人から資産申告書の提出を受  
けた。同資産申告書には、負債の欄に借入先「 [ ] 」、金額「 [ ]  
」と記載があった。
- (3) 処分庁は、令和 2 年 8 月 5 日、 [ ] (以下「 [ ] 」  
という。) に対し、法第 29 条の規定に基づく調査を行い、同社からの同月 1  
8 日付けの回答書により、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日まで  
の間、元本累計 [ ] 円の借入れがあることを確認した(乙第 4  
号証)。
- (4) 処分庁は、同年 10 月 8 日、 [ ]  
に対し、法第 29 条の規定に基づく調査を行ったところ、 [ ] から、  
(3)の調査に加え [ ] 円の借入れがあることを確認した(乙第 5 号証)。
- (5) 処分庁は、同年 [ ] 月 [ ] 日付け ( [ ] 第 [ ] 号) で、本件費用徴収  
処分をした(乙第 6 号証)。
- (6) 処分庁は、同日付け ( [ ] 第 [ ] 号) で、本件指導指示を行った(甲  
第 11 号証)。

- (7) 処分庁は、同月 20 日、[市議会議員] 氏、[立会い] の立会いの下、審査請求人より弁明を受けた。
- (8) 処分庁は、同年 [月] [日] 付け ([発] 号) で本件処分 1 を行った。(乙第 7 号証)。
- (9) 処分庁は、同月 [日] 付け ([発] 号) で本件処分 2 を行った(乙第 8 号証)。
- (10) 審査請求人は、令和 3 年 2 月 13 日、埼玉県知事に対し、本件処分 1、本件処分 2、本件費用徴収処分及び本件指導指示の取消しを求める本件審査請求を行った。

## 第 2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁の令和 3 年 2 月 1 日付けの書面(甲第 7 号証)中、「資力について説明いたします」についての反論。法第 8 条に規定された「基準」以上の金銭に宝くじの当選金を挙げている。これは当たり前の話で異論はない。ところが次に「借金」が含まれると述べている。これを基にクレジットカードによる借入が「収入」になると判断されたが、何故「借金」が含まれるのか、その理由が述べられていない。宝くじの当選金は資産になるが、「借金」は当然返済を前提とするから、プラス・マイナスゼロで資産の増加にならない。このように根本的に違うものを、何故理由も示さず同列に扱うのか。明らかに法第 8 条の解釈を間違えている。

多くの国民は毎月の収入と支出が安定していない。そのやり繩りをして生活を続けている。手持金が不足した場合、昔なら「質屋」に行った。今はクレジットカードを使って、それに対応している。借金が禁止となったら、人々はどうやって生活していったらよいのか。生活保護受給者は「質屋」に行っ

てもいけないのか。「質屋」が許されるとしたら、何故クレジットカードによる借入れが許されないのである。

(2) 処分庁は、審査請求人が [REDACTED] から借り入れたお金について、「収入」とあると認定している。しかしこれは前述の通り誤りである。「借入れ」とは、後に必ず「返済」という行為とセットであって、返済のない借入れはあり得ない。

「借入れ」は「債務」であって、決して「収入」にはならない。これは、日本の税法などの法律、商習慣でも、経理処理においても、はたまた税務処理においても、日本の常識として、あるいは世界の常識としても「借入れ」＝「債務」である。それを全く説明することなく、「次官通達」とやらで、しかも、法律として国会において審議すらされていない一方的な「通達」を出し、それに従えと言うのは、ましてや何の説明もないままに適用されるのは納得ができない。この「次官通達」で決まっているからと言って無理やり借入金を収入とみなして、その金額を返還せよというのは違法であると考える。

(3) 処分を決める根拠となっている法律条文や処分庁担当者の説明が口々に変わるのは、最初に処罰ありきであって、適用する法律条文は後から無理に探し出したものではないかと思われる。

そもそも、今回の問題は、処分庁の担当職員が審査請求人に対して「生活保護のくせに」と言った「暴言」から始まっている。すかさず抗議したが市長は約1か月後になって、「調査の結果、そのような発言はなかった」とする調査結果を郵送してきたが、それは真っ赤なうそである。

そして、何か審査請求人に反撃をするための材料を探した結果、[REDACTED] からの借入れ情報を入手し、ここぞとばかりに集中的に反撃をしてきたものと思われ、これも、日本国憲法の「法の下の平等」に違反し、地方公務員法第13条（平等取扱いの原則）に違反した行為で、無効と言わざるを得ない。

(4) 生活保護受給者のクレジットカードの所有状況や利用状況などの問合せについても、処分庁は全ての生活保護受給者に対して調査をしたと説明しているが、これも、真っ赤なうそと考える。その証拠に、審査請求人は生活保護状態になってから10年間、一度もこのような調査を受けたこともないし、カードの買い物利用はもちろんのこと、借入れについても、カードを所有しているか否かさえも聞かれたことはない。それなのに、全ての生活保護受給者に調査しているとの回答は信じられない。

何よりも、クレジットカードの取扱いに関する説明は受けていな。何をしてよいのか、何をしてはいけないのか、1秒たりとも説明されていない。もし、クレジットカードについて問題にするのであれば、あらかじめ説明すべきではないか。

また、「借入れが出来るカードを持っているだけで、借入れをする能力がある。すなわち、資産があるとみなす。」という処分庁の口頭での説明は誠に奇妙としか言えない。キャッシングができるカードを持っているだけでは借り入れたことにはならないし、ましてや、資産など所有できるはずもない。

(5) 今回のトラブルの始まりは、前述の通り、処分庁の職員の生活保護受給者を蔑んだ暴言にある。そこからうその説明や無理やり過去に提出した書類からカードキャッシングによる「借入れ」を「収入」とした。これも、「次官通達」と言ったなんら法律的根拠のない「通達」による処分の数々である。審査請求人の職務経験上、いわゆる「次官通達」なるものは、しばしば変更されてきた。例えば、当時の「大蔵次官通達」のように、全国の税務署窓口での事務処理に都合が良いように簡単に変更されていた。それは、単に、事務作業が円滑に行われるためとか、作業上の都合によるものであった。

法律が追いついていかず、やむなく「通達」とやらで決められたものも多數あったと聞いている。今回の場合も、「通達」という何ら法律に縛られない安易な作業指示のようなもので、多くの生活保護受給者を縛っているのでは

ないか。国会による審議を経ないで、法律によらない、単なる作業指示書的なもので縛るのは、もはや法治国家ではない。

(6) 本件処分により、審査請求人は、精神的、肉体的苦痛を強いられている。又、生活保護がいつ取り消されるかという不安にも陥っているし、取り消されたら、医療が失われかねず、命の危険にもさらされている。当然、費用返還請求のあった現金などは全く所有していないので、支払う手段さえ持っていない。従って、日本国憲法で保障された生活権、生存権さえも脅かされている。

以上の理由により、今回の全ての処分について、取り消しを求める。

(7) [REDACTED] 第 [REDACTED] 号（本件費用徴収処分）、同じく第 [REDACTED] 号（本件指導指示）については、令和2年12月18日、処分庁の担当者が審査請求人の自宅を訪問し、審査請求人と審査請求人の支援者に対して、「あれ（[REDACTED] 第 [REDACTED] 号と [REDACTED] 号）は破棄して下さい。なかつたものにして下さい。」と口頭で述べ、今度は、新たに法第63条を適用しての返還請求をした。従って、交渉継続中であるとともに、処分庁側から「破棄して下さい」との通告により、審査請求人も「なかつたもの」と考えている。

しかし、本件指導指示については、何らかの処分文書ではなく単に指導指示書であったため審査請求の趣旨に含まれるのかよく分からなかった。また、単に口頭で「破棄してください」とで言われただけで文書を交付されたわけではなく、信じてよいのか不安があった。したがって、審査請求において明確にするために、本件費用徴収処分及び本件指導指示を一括して審査請求するに至った。

## 2 処分庁の主張

(1) 収入として認定しないものの取扱いの中で「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付を受けるについて保護の実施機関の事前の

承認があるもの」（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第8の2（3））とされている。

審査請求人の言う借入金は、局長通知第8の2（3）に該当するものはないため、収入の認定にあたるものである。

よって、本件処分1及び本件処分2は適法（正当）である。

(2) 処分庁の行った本件費用徴収処分については、令和2年11月20日に行われた、弁明の機会を受けたことから、審査請求人の認識違いについて考慮した結果、本件処分1に変更したため、本件費用徴収処分については無効としている。

(3) 処分庁職員からの「借り入れが出来るカードを持っているだけで、借り入れをする能力がある。すなわち、資産があるとみなす。」との発言の事実はなく、カードを所有していることに対して資産があるとみなしていることはない。

(4) 本件指導指示については処分行為ではないため、却下とも取れるものである。

(5) そもそも、本件費用徴収処分及び本件指導指示についての審査請求については、処分から3か月を過ぎており、正当で明確な理由も認められないため、却下とも取れるものである。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、保護の補足性について規定し、第1項で、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法第8条は、基準及び程度の原則について規定し、第1項で、保護

は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

- (2) 法第61条は、被保護者の届出の義務について規定し、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとしている。
- (3) 法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、被保護者は、すみやかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないとしている。

これは、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）（1））。

ただし、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定範囲の額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされており、それに当たる場合として「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等が示されている（問答集問13-5（答）（2）（工））。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日

厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第8の3(5)に該当する必要経費については、必要最小限度の額を控除できるとされており(問答集問13-5(答)(2))、必要経費として、出かせぎ、行商等に要する一般生活費又は住宅費の実費等が示されている。

(4) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。) 1(1)によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされている。その範囲として6項目を挙げ、本件に関係するものとしては、その④に「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし以下の使途は自立更生の範囲に含まれない。(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届けないまま費消した場合を含む)(以下省略)」と定められている。

(5) 収入として認定しない貸付金については、次官通知第8の3(3)ウにおいて、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と定められている。

また、これを受けた局長通知第8の2(3)において、自立更生のために当てられることにより収入として認定しない貸付資金として、保護の実施機関の事前の承認があること等を要件とし、事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金、一定範囲の就学資金、医療費又は介護費貸付金、結婚資金、国又は地方公共団体により、若しくはその委託事業として行われる一定範囲の貸付資金を掲げている。

(6) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条は、審査請求をすべき

行政庁について、法律に特別の定めがある場合を除くほか、同条第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合は、当該処分庁等の最上級行政庁としている（同条第4号）。

そして、法律における審査請求先の特別の定めとして、法第64条は、法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとするとしている。ただし、法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないとされている（問答集問13-40（答））。

また、地方自治法第255条の2は、法定受託事務に係る審査請求について、市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く）の処分等についての審査請求先を都道府県知事としている（同条第1項第2号）。

市が法第78条第1項等の規定により処理することとされている事務は、第1号法定受託事務とされており（法第84条の5、別表第3、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号、第10項、別表第1の「生活保護法」の項）、処分庁は、[REDACTED] 市長から法第78条第1項等の事務の権限を委任されている（[REDACTED] 市福祉事務所長委任規則）。

## 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

### （1）本件処分1について

#### ア 本件処分1に至る経緯について

処分庁は、令和元年12月12日、審査請求人から提出された資産申告書に借入先「[REDACTED]」、金額「[REDACTED]」と記載があったことから、法第29条の規定に基づく調査を行い、平成25年5月20日から令和2年9月4日までの間、[REDACTED] から元本累計[REDACTED]円の

借入金（以下「本件借入金」という。）があることを確認した（乙第4号証、第5号証）。そして、本件借入金のうち消滅時効にかかる部分を除き、未申告であった [REDACTED] 円を返還対象額とし、それに100分の40を乗じた額を加算した [REDACTED] 円について、本件費用徴収処分を行った。

しかし、その後処分庁は、同月20日、審査請求人より不正の意思はないなどの弁明を受けたことから、ケース検討会議を行い（乙第10号証）、本件費用徴収処分を取り消し、本件処分1を行ったとしている。

#### イ 本件借入金の収入認定について

審査請求人は、借入れは返済行為とセットであり、返済のない借入れはあり得ない、したがって借入れは債務であって、決して収入にはならないと主張する。

この点、法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり（法第8条第1項）、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない（法第8条第2項）とされている。

ここで、法4条1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法8条1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借りによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、こ

れを原則として収入認定の対象とすべきである（平成20年2月4日札幌地方裁判所判決参照）。

また、本件に現れた記録によれば、審査請求人は、本件借入金について事前に処分庁の承認を受けておらず、本件借入金の内容は、局長通知第8の2（3）に列挙された、事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金や一定範囲の就学資金等には該当しないことから、収入として認定しない貸付金には該当しないことが認められる。

以上によれば、本件借入金は収入認定の対象と言うべきであり、審査請求人の主張は本件処分1の取消理由としては採用できない。

#### ウ 費用返還額の決定について

法第63条は、被保護者は「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。

そして、法第63条は、本来的には保護の受給資格を有しない者に対して保護の補足性の原則（法第4条第1項）の例外として保護を行った場合等において、事後的な調整を図るための規定であること、また、法第63条が、返還すべき額の上限となる金額を定める一方、返還を免除すべき額の算定方法を具体的に規定せず、その額の算定を、被保護者の資産状況等につき調査等をする権限（法第28条、第29条）を有する保護の実施機関に委ねていることからすると、法第63条は、上記上限額の範囲内で返還額をどのように算定するのかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解するのが相当である。

もっとも法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第1条参照）を勘案すると、保護の実施

機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、例えば、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたと認められる費用の有無を検討することが求められるところ、上記の観点からの考慮をしないこと等により、被保護者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして、違法となる場合があると解される（平成27年3月10日東京地方裁判所判決、平成29年5月11日大阪地方裁判所判決等参照）。

そこで、本件処分1についてみると、処分庁は、収入として認定した本件借入金のうち、審査請求人から収入申告のなかった[REDACTED]円について、その全額を法第63条に基づく費用返還額の対象としている。

この決定に当たり、全額を返還対象とした理由及び控除の検討の有無についての審理員の質問に対し、処分庁は、「当初、不正受給があったものとして法第78条を適用し、各種控除を適用することなく全額を返還対象とし、その対象額に100分の40を乗じた額を加算した額を返還するものとした。だが、令和2年11月20日に行われた弁明の機会において、不正の意図がなく、借入れが収入になるとの理解がない等の弁明があった。

同年12月1日に開催したケース検討会議において、審査請求人の弁明を最大限考慮した結果、法第78条ではなく法第63条により、加算をせずに全額返還とした。」「控除の有無については、ケース検討会議を行い、問答集問13-5答(2)のアからオ及び次官通知第8の3(5)に該当するものがないことから、控除する額はない」と回答している（令和3年8月2日付け[REDACTED]第[REDACTED]号回答書）。

しかし、ケース検討会議の記録やその他本件審査請求に現れた記録によ

れば、法第78条に基づく本件費用徴収処分を変更して法第63条に基づく本件処分1を行うに当たり、処分庁が、審査請求人の返還後の資力や、自立更生費の有無など審査請求人の自立助長の観点から考慮して返還すべき金額を定めた形跡は見当たらない。

この点、費用返還通知1（1）によれば、いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届けないまま費消した場合を含む）は、自立更生の範囲に含まれないとされている。埼玉県行政不服審査会に対し、処分庁から提出された審査請求人のカード取引履歴を含む資料によると、審査請求人がクレジットカードの借入により[REDACTED]totoくじの購入を頻繁にしていることが認められるところ、これが浪費に当たることは明らかである上、その他日用品の購入、電気料金、携帯電話等の通信費の支払いにもクレジットカードを日常的に使用していたことが認められる。これらが生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたと認められる費用に当たらないことは明らかである。その他、上記資料から、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたと認めるに足る事情は見当たらず、よって合計[REDACTED]円の借入れは、費用返還通知1（1）④（ア）の「いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届けないまま費消した場合を含む）」に該当することから、自立更生費に該当するとは認められず、全額を費用返還することと決定した本件処分1は結果において相当である。

## 二 小括

本件処分1については、本件借入金を収入として認定することについて違法又は不当な点は認められず、費用返還金額については結果において相当であり、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。

### （2）本件処分2について

#### ア 本件処分2に至る経緯について

処分庁は、令和元年12月12日、審査請求人から提出された資産申告書に借入先「[REDACTED]」、金額「[REDACTED]」と記載があったことから、法第29条の規定に基づく調査を行い、上記(1)アのとおり本件借入金があることを確認した（乙第4号証、第5号証）。そして、本件借入金のうち、資産申告書に記載のあった[REDACTED]円について、法第63条に基づき本件処分2を行った。本件処分2について、本件借入金が収入認定すべきものであることは上記(1)イでみたとおりである。

#### イ 費用返還額の決定について

処分庁は、審査請求人から収入申告のあった[REDACTED]円について、その全額を法第63条に基づく費用返還額と決定している。この理由について、処分庁は、費用返還通知1（1）では、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」となっている。（中略）これに基づき全額費用返還とした旨、また、問答集問13－5答（2）のアからオ及び次官通知第8の3（5）に該当するものがないことから、控除する額はないと判断した旨を回答している（令和3年8月2日付け[REDACTED]第[REDACTED]号回答書）。

しかし、(1)ウと同様に、ケース検討会議の記録やその他本件審査請求に現れた記録によれば、本件処分2を行うに当たり、処分庁が、借入額の合計[REDACTED]円が審査請求人により既に費消されているかどうかを含めて確認した形跡は見当たらず、審査請求人の返還後の資力や自立更生費の有無など審査請求人の自立助長の観点から考慮して返還すべき金額を定めた形跡も見当らない。

したがって、これらを考慮しないこと等により、被保護者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして、違法となる場合があると解されるところ、本件処分2については、処分庁が必要な調査及び検

討を尽くしたとは認められないことから、処分庁に与えられた裁量権の行使として違法又は不当になると言わざるを得ない。

#### ウ 小括

本件処分2については、本件借入金を収入として認定することについて違法又は不当な点は認められないが、法第63条に基づく費用返還額を決定するに当たり、裁量権の行使として違法又は不当な点が認められることから、本件審査請求には理由があり、本件処分2は取り消されるべきである。その上で、処分庁は、費用返還額の判断について再検討すべきである。

#### (3) 本件費用徴収処分について

本件費用徴収処分は、保護の決定及び実施に関する事務には該当しないため、埼玉県知事は法第64条の規定による審査庁には該当しない。また、本件費用徴収処分は、法定受託事務に係る処分であるが、[REDACTED]市長から当該事務に係る処分の権限を委任された処分庁が行ったものであり、埼玉県知事は地方自治法第255条の2第1項の規定による審査庁にも該当しない。

よって、本件費用徴収処分については、行政不服審査法第4条第4号の規定に基づき、同処分通知([REDACTED]第[REDACTED]号)の教示のとおり、[REDACTED]市長に対し審査請求をすべきものである。したがって、本件費用徴収処分についての審査請求は、審査請求をすべき行政庁を誤っており、不適法であることから却下されるべきである。

#### (4) 本件指導指示について

行政不服審査法第1条が、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に対し不服申立てを認めているのは、当該行為が、国民の権利義務に直接関係し、その違法又は不当な行為によって国民の法律上の利益に影響を与えることがあるという理由に基づくものであるから、行政庁の行為であっても、そのような法的効果を有しないものは、行政不服審査の対象とはなり得ないとされる(昭和43年4月18日最高裁判所第一小法廷判決参照)。

本件指導指示の内容は、「収入、支出その他の生計の状況について変動があったときは、すみやかに、根拠書類添付のうえ申告を行い、不実の申請その他不正な手段により保護を受けないこと」であり、正当な理由なくこれに従わないときは、法62条第3項の規定により保護の変更、停止、廃止をすることがあるとされている。

この内容は、処分庁が審査請求人に対し一般的に収入申告を行い、不実の申請その他不正な手段により保護を受けないよう指導指示しているものであり、本件指導指示に従わなかつことにより直ちに保護の変更等の不利益処分が課されるわけではないことから、これにより審査請求人の権利義務その他法律上の利益に直接影響を及ぼすものとは認められない。

よって、本件指導指示は行政不服審査法第1条にいう行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものと認められる。したがって、本件指導指示は審査請求の対象とはなり得ず、本件指導指示についての審査請求は、不適法であるため却下されるべきである。

#### (5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、通達等、法律として国会において審議されていないものが適用されるのは納得ができないなどと主張する。しかし、生活保護に係る事務は法定受託事務とされており（地方自治法第2条第9項第1号、第10項及び別表第1、法第84条の5及び別表第3）、次官通知、局長通知等は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定により、法定受託事務を処理するに当たりるべき基準とされている。したがって、これらの通知等に基づき生活保護の事務を行うことは適正であり、審査請求人の主張は本件処分1及び2の取消理由として採用できない。

また、審査請求人は、審査請求人が処分庁の職員の対応等に関し、市長へ抗議を行ったことに対して、処分庁が懲罰的に一連の処分を行ったと主張するが、本件処分1及び2の決定の適否とは直接関係のない事柄についての主

張であり、本件処分1及び2の取消理由として採用できない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分1についての審査請求については理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件処分2についての審査請求については理由があることから、同法第46条第1項の規定により、本件費用徴収処分及び本件指導指示についての審査請求については不適法であることから、同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月9日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

